第二節 高齢社会を見据えた健康・医療対策

健康づくり対策

< なった。 み、 八十・七五歳となり、 、なり、 高齢者 の 健 高齢化率 高齢化社会への対応が求められることとなった。 兵庫県における高齢化率も全国とほぼ同様に、 我が国では、 五 (一九八〇) (総人口に占める六十五歳以上人口の割合) 人生八○年時代と呼ばれるようになった。 国民の栄養状態の改善や医学の進歩などによって平均寿命は年々延伸し、 年には男七十三・五七歳、 女七十九・〇〇歳、 は昭 昭和 和五十五年に九・一 五十五年九・二%、 平均寿命の延 六十年にはそれぞれ七十四・ % 通伸に伴 六十年一〇・三%と年々高 六十年に って人口 は の高 昭 齢化 ÷ ≅ % 九五歳、 和 も進 Ŧi.

祉分野 ⑤施設! たが、 13 て、 玉 に 具体的 にお 兵庫県ではそれに先駆けて、六十二年十二月に「人生八〇年いきいきプラン」が制定され、 福 お 祉 11 0 (J ては、 ては、 推 な施策が示され 進 昭和六十三年から 6 ①生涯にわたる健康づくり、 保健 • た。 福 祉サ ĺ 「第二次国民健康づくり対策 ビスの総合的 ②保健医療の充実、 I 推進、 7保健 ・福祉施策の連携とマンパ (アクティブ八○ヘルスプラン)」が ③地域福祉の向上、 ④在宅福: ワー . Ø 定実施 確 祉 健 保 0 康 促進、 され に 0

開催された。 昭 和 六十三 これは、 一年十月に は全国 健康 • 福祉等の総合的なイベントを通じて、 |健康福祉祭の第 一回大会が ζ, のち輝く長寿社会」 世代間や地域間の交流を深め、 をテーマとして、 兵庫 ふれ あ 県



和

三年度まで)。

め、平成元 (一九八九)

年度から県内各地で「ふれあいの祭典」

を開催した(令

発展させるた

全国福祉祭などの成果を継承

県内で開催された国民文化祭、

後毎年各県持

ち回

りで開催されてい

る。

兵庫県に

お

c V

ては、

昭

和六十三

年

と活力あるいきいき健康長寿社会の実現を目的とした全国大会であり、

対策の拡充 健康づくり 病などの慢性 第 編 で述べ 疾患が増加したことに伴 たとお ŋ 我が 玉 で は が 61 Ų ح 脳 れ 血 管 ら の 疾 疾 患 患 心 に 臓 対

して積極的な健康管理を図るための施策を講じることが必要とされるように

り組 6 で 61 たが、 国に お 11 ては 昭 和 五十三年から 昭 国 民 四十六年から健康手帳 の 健康 づくり 対策」 が 開 始され た健康増進

なっ

た。

兵庫

県では、

和

を用

e J

に 先進

的

くり」「場づくり」 康づくり対策の必要性が示された。 き、 に 取 昭 約九割 和 五十五年に実施された「県民全世帯アンケート」 の世帯では を三本柱として、 「食事、 睡眠、 そこで、 積極的, 運動などの方法で健康に気をつけている」と答えるなど、総合的な健 な健康づくり施策が展開され 昭和五十七年を では、 「健康元年」と位置づけ、 全世帯の約半数が生活目標を健康づくりに た 「意識づくり」「人づ お

を開 くり県民大会」(約四○○○人)、「兵庫県食生活大会」(約七二○人)、ひょうご食生活フェア 具体的には、 催した。 また、 昭 和五十七年度に 昭和五十八年から、 「健康元年記念シンポジウム」(参加人員約七〇〇人) 九月を健康づくり強調月間とし、 期間 中に健康づくりに関する普及 Þ 「ひょうご健康づ (約九〇〇〇人)

その

人以上となった。



写真 170 県立健康センター

行う「

健康道場」

が 町

淡路島

の五色町

(現洲本市)

に開設され

た。

兵庫

県立

健 法を

康

ター

及び

Ĭ.

色

健

康

道

場

物は、

当

初

はひょうご母と子の協会が管

理

営

た

が、

同

成十

年

・に兵庫県総合保健協会と統合され

て兵

県 運

健

康

<

n

が

実践

できるようにした。

また、

医師

0

指導

の下に

絶食療法や食事

療

啓発活

動

がが

実施されてい

る。

なお、

昭和

五十七年度には、

神

戸 ス

市 タ

東灘

区に

県立

より、

科学的

なデータを基に栄養、

運

動、

休養を組み合

しわせ

た積

極 ッ

的

な 0

健

康

づ

健

康

セ

ンタ

ーを開設

従来の健

康診査にとどまらず、

専門

フ

指

導

診システム さら 保健 に 所 の で 短 導入などが行われ <u>の</u> 二 嵵 蕳 時 で 蕳 人間ド 人間 ŀ, ッ ク ッ 検査を受けることができ、 た。 ク Ó 昭 開 和 始 六十年九月には、 保健所と姫路循環器 健 地 域住民の心とからだの 康管理 病 セ ン に タ つ 1 (V を ての 専 用 相談を行うことができるよう 電話 健 康づ П 線 くりり で結び ぶ電送、 0 指 針として 心 臓 検

康

づくり活動を行ってい

. る

財 行 セ

寸 つ ン

となり、

人間ド 協会は平

. ツ

クなどの

健康診断や

·保健指導、

運

動指導などの

様 庫

々

な健

に

兵庫県民健康憲章」 が制定された

後 は のが 展開 えん対 死亡者数、 策 + 兵 Ŧī. 庫 全死因に対する割合ともに年々増え続け、 原に 年 0 兵 お 庫県 11 て は、 に お け 玉 より る が b λ 早 に く よる死亡は七五七八 昭 和 Ŧī. 十三年 六十年にはがんによる死亡が全死亡者の に が 人 6 (全死亡 が 死 因 の 二 三 ・ 0 第 位 Ŧi. とな % で つ あ て つ 11 た た 应 が 人に 昭 そ 和 の \mathcal{H}



写真 171

医療、

研究、

情報、

推進体制

の六本の柱により、

中長期的

な視点に立 教育啓蒙、

一つて総 検診、 が

合的な対策が推進された。

ひょうご対がん戦略会議

提言に基づき、

「がんゼロ兵庫」

を戦略目標と設定し、

当

面

の 目

標は

が示された。

この ん

設置し、

同年十月に「ひょうご対がん戦略に関する提言」

総合的な取組を進めるため、

昭和六十二年五月にひょうご対が

ん戦略会議を

が

2

対策

が進

めら

れることになっ

た

県に

お

c V

ても、

が

んの撲滅を目指

玉

に

お

11 て

は、

昭

和 Ŧī.

十八年に

「対がん一〇カ年総合戦略」

が

:策定され、

による死亡率を全国

[平均以下にする」こととして、

予防、

域、 が 設置され、 :開催されるとともに、 学校関連などの県内三一 広報啓蒙活動を推進してい 同年からひょうご対がん戦略推進県民大会が開催された。 寸 体で構成する 行政と県民が る。 具体的には、 「ひょうご対が 体となって実効性のあるがん対策を進め 平 成元年度にひょうご対が ん戦略県民運 動 推 進協議 ん戦 会 るた 略記念シ が 昭 和六 め 職域、 十三年 ンポジウ 虔 地

医 療対策

L に

きた。 画 地域保健医療計 あ はじまり 医 ^{公療}資源 0 地域 我が が、 的 人口 国 『では昭 偏 0 在 高 の 是正と医療施設の連携を進めるため、 齢 和二十三年に施行された医療法に基づい 化 疾病構造の変化、 医 療技術の進歩などに対応することが必要となって 昭和六十年の医療法改正によって都道 て医療施 設 の整備が 進 められてきた

府県医 |療計| 画 |制度が導入され、 病床の適正配置や医療施設の連携が図られることとなった。

次の保健医 められ、 ステムと一 さらに、 るための 庫 計 ・県では、 総合的 六十二年 昭和六十年には兵庫県地域保健医療計 画 貫性の 療圏 |では、 域 「健康元年」と位置づけた昭和五十七年度から、 ガイドラインとして、 应 が次のとおり設定された。 地 ある効率性の良い 月に医 域 0) 保 健医 療法 療需要の の規定に基づく医療計画として、「兵庫県地域保健医 医療を提供する医療システムを二本の柱とする計画につい 兵庫県健康対策協議会に)把握 と保健医 画検討会議を設置して、 療サ ĺ ピ こ お 県民の健康を保健、 の水準の c V 、て地域 生涯を通じた健康管理を行う保健 評価を踏まえて、 保健医療 許 療計 医 画 療 画 の の 策定に着手した。 両 が策定され 次、 ての 面 から支援す 検討 が進 た。

播磨内陸、 核とした医 次保健医 次保健医療圏 西播磨、 療 療圏 0 シ 域 ステ 域 西播磨臨海、 専門 ム化と保健、 日常生活で必要な保健医療サービスを提供する場として、 的なサー 北但馬、 医療、 ビスを除くほとんどの保健医療サー 西南但 福 祉 0 馬、 連 携 丹波、 が 図られる区域として、 淡路の一〇区域が設定され ビスが完結し、 神戸、 市町 阪神、 の 地域 行政区域とされた。 東 基 一幹医 播り 磨‡ 療機 臨 海 東 を

病床 よりも少なく、 (J これ 三次保健医療圏 ては二次保健医療圏域ごとに算定された。 0 らの 整備目標となる病院 各圏 特に東播磨臨海、 域 域 に お ける 特殊専門的な保健医療サービスを提供する区域として兵庫県全域とされた。 0 医 必要病床数が、 療機関、 西播磨、 医療従事者の状況について検討された上で、 淡路 精神病床と結核病床に 昭和 の三 圏域ではそれぞれ一○○○床以上も不足しており、 五十九年末に おける既存病床数は、 つい ては兵庫県全域 医療法の 11 で、 ずれ)規定に: そ も必要病 の 他 基 0 病 づ 特に 床数 床 c J て、

平 か テ 適 医 これら 北但馬 Ì 切 成 療 つ そ たが、 な の 几 に 後 Ó 対するニー 3 医 年 西南但馬 る高齢に 巻 療 ン 四 必要病床数が見直された。 に至る包括的 月 域 0 確保、 に に 丹波 化 お 新 たな ズの多様化が進む中で、 0 13 保健 進 7 医 展や疾病構造の変化など、 「兵庫 **公療機関** な保健医療体制 東播磨内陸 医 西播磨臨海 療 県保健医 この整備が 福 23,50 東播磨 神戸 祉 が急務 療計 0 連 方、 0 携 当初の計画 確立を図ることとされた。 淡路 画 に であることが 重 0 が策定され **盂が** 保健 間 に 県内の "置 が 施 かれ、 医 示され た。 病院 健康増 新 0 ï 病 c V 進 計 か

Va o						
圏域名	圏域構成市郡					
神戸	神戸市					
阪 神	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、川辺郡					
東播磨臨海	明石市、加古川市、高砂市、加古郡					
東播磨内陸	西脇市、三木市、小野市、加西市、 美嚢郡、加東郡、多可郡					
西播磨	姫路市、龍野市、飾磨郡、神崎郡、 揖保郡、佐用郡、宍粟郡					
西播磨臨海	相生市、赤穂市、赤穂郡					
北但馬	豊岡市、城崎郡、出石郡					
西南但馬	美方郡、養父郡、朝来郡					
丹 波	氷上郡、多紀郡					
淡 路	洲本市、津名郡、三原郡					

図 97 2 次保健医療圏域 (『兵庫県地域保健医療計画、昭和62年』を参照して作成)

E/

表59 兵庫県における病院数、病院病床数の推移					
区分	病院数		病院病床数		
	施設数	人口10万対	病床数	人口10万対	
昭和55年	315	6.1	50,924	989.8	
56	321	6.2	52,199	1009.4	
57	327	6.3	53,254	1022.3	
58	330	6.3	54,566	1041.9	
59	336	6.4	56,011	1064.1	
60	340	6.4	57,069	1079.7	
61	345	6.5	58,495	1102.0	
62	350	6.6	60,658	1138.1	
63	359	6.7	63,178	1179.5	
平成元年	361	6.7	63,675	1181.6	
2	363	6.7	64,064	1183.5	
3	357	6.6	63,533	1167.1	
4	358	6.5	63,963	1168.8	
5	359	6.5	64,087	1165.3	
6	357	6.5	64,262	1162.8	
(『衛生統計年報』より作成)					
かると四	病床、	杂 六 結核病	般病床	に 七)で	

染病床二五八、 般病床三万五五二六、 に増加したが、全国平均よりも少なかった。 病院病床数は、 昭和 精神病床九八四九、

伝染病床八三五,

ったが、一○○○床以上不足している圏域はなくなった。

体 域の産業構造や、 か さらに、 平成五年十二月には二次保健医療圏域ごとに「地域保健医療計画」が策定された。 人口構成、 疾病構造などの地域特性を踏まえて、 総合的な保健医療

これは、

各圏

:制の整備を目指して、 各市町や関係団体、 関係機関が連携して取り組む方向性を明らかにしたものである。 サービスを提供できる

精神病院三一、伝染病院一、結核病院一)となった。 結核病院三)であったが、その後年々増加し、平成六年には三五七病院(一般病院三二四 昭和五十五年には三一五病院(一般病院二八三、精神病院二七、 人口一〇万対でみると昭和五十五年には六・一 (全国平均七 伝染病

医療体制

兵庫県における病院数は、

|整備

院二、

七)であったものが、平成六年には六・五 (七・八)

五十五年には五万九二四床

六二床(一般病床五万一○○、精神病床一万二二○四、 結核病床四七一四)であったが、平成六年には六万四二 結核病床一七〇〇)となっており、 般 伝

ると昭和五十五年の九八九・八(全国平均一一二七・一) 精神病床が大きく増加した。 人口一〇万対でみ

ら平成六年には一一六二・八(一三四一・三)に増



写真 172

度専

門医

療を行うだけでなく、

県内

0

保健所

を相

互に

オンライ

ンで

ぶ に

電送

県の

拠点病院としての機能を担うこととなっ

た

昭

和

 $\overline{\mathcal{H}}$

九

年

に

は、

従

来

0

兵

庫

県立病院

が

 λ

セ

ン

タ

1

 $\frac{1}{1}$

床

が

廃

11:

さ

れ

て

によ る高 は

る心

電

図

解析

体制

が全国

に

先駆

け

て整備されるなど、

循環器疾

急に

対する全

県立姫路循環器病センター

死因の第二位、

第三

|位を占める

脳

血

管疾患及び心疾患等の

循環

器疾

患

妆

す

専門 病院

の 0

自治体病院として、

兵庫県立姫路循環器病

セ

ン

タ

Ī

が

開

設され

病院 疾患 加

ï

たが

全国平

-均より

É

低く、

差は拡大して

61

た

疾

病構

変化や県民

0

医

療

二

·ズに対·

応

L

た医

保

ず

るため、

備 造

が 0

進め

b

れてきたが、

昭 1 その

和

Ŧī.

干六

年

に

は

我 療

が 体

玉 制

で初 を確

め

7

0

循

環

器 同

新 となり、 た に 眀 県立 石 市 検診 に 兵 セ 庫 県立 ン ター 成 を統合するなど、 人 病 セ ン タ Ì が 八〇床) んに対する高度専門医 が 開 設 され た 昭 療体 和 六 制 十二 0 充実が 年 に 図 は 総 5 病 れ 床 た 数 が 几

改築など、 昭 和 六十一年 県立· ic 病 院 は 兵 0 整備 庫県立尼崎病院 が 進 め 5 れ た が 新築移転 (病床数五〇〇) Ļ そ の後は県立 西 宮 病院、 淡路 病院 0

専 体との は 県立こども病院 昭 0 和 医学 連 六十三 渡に 的 よる 年 研究 に · 丹波 施設とし に は 周 県 産期 地 立 域 柏 て、 IJ 原 医 療 病 姫路 ビリ セ 院 ン に デ タ IJ 市 ĺ 1 に ハ 県立 が シ ピ 開 3 1) 一般され 高齢者脳 棟 ン シ が ?設置 ステ され 超 機 L 能 が 未熟児や 開 研 気始された 究セ 同 病院 切 ン 迫 タ を中 た。 流 Ì 平 核 産 が 開 成五. 病院 0 お 設された。 そ 年に ح れ は、 が 地 あ る さらに、 全 域 好産! 玉 0 初 医 の老-療機 婦 などの 平 成六 人性 関 年 自治 痴 ィ



救急医療情報システム

在宅 庫医

当番

医

制

リスクな母子を二

四

I時間

体制で受け入れることができるように

こなっ

救急医

e J

て

は

昭

五十五年に阪神

域に

救命救急セン

タ

1

兵

科

大学病院 **公療につ**

に設置され

た 和

また、

救急医

療 地

の

)対応は: における

休日

夜間

ン

写真 173

県内全域をカバ

ーする救急医療情報シ 病院群輪番制などによ

ステムが

稼動した。

この

システムでは

県

って行われてきたが、

昭

和

五.

十六 救急

年 セ

应

月 タ が

に

報 が提供されることになっ た

各医

で

手

術や

0 可

否

Ш. の

液 血

保存状況などが

救急

医

公療情報

セ

ン

ター

内約二八〇の

医

唇機関

と神戸、

姫路

液 0

セ

ン

ター

に医療デー

タ装置

「が設置・

され、

に送

信され、 療機関

医 0

公療機関

や消 入院

防機関

から

Ó

別照会に

対

して適切

な医

療機

関

に

関

ず

んる情

地 な判 立としては全国初 習得することを教 が 看 に 行われた。 護 また、 設立 開学し、 大学設置懇話会を設置 断 力 基本 医 療 行 計 の高 高度な専 同年六月には県立看護大学設立準備委員会が発足して、平成二年二月に「兵庫県立看護大学 動 画 ガ 育の 度化 0 を有する資質 が策定され、 几 門知識と技術を有する看護職の育成が行われることとなった。 理念とし、 年 制 車 消化、 0 看護系単科 建学の 0 高齢化 生 高 力 命 IJ 13 理念、 丰 Ó 看 尊厳を基盤とした豊か 護職 ユ などの 大学となる兵庫 ラ L 看護大学の在り方、 が 保健医 の策定や教員 求 めら **上療環境** れるようになっ 県立看護大学が 0 の変化に 選 な 後考が 人間 教育課程や教員構成等につい を進め 性を培 伴 てきた。 明 £ V 石市の 5 専門 ħ 11 県では、 た。 泉立 看護 的 平 知 立成人病 識 成 に関する総合的 平 $\overline{\mathcal{H}}$ 技術 年 成元年三 几 セ ての意見交換 を備 月 ン タ に 月 1 え は 能 K 0 力を 県立 適切 玉 仮 公

拡充された。

象

が三

「歳未満児まで拡大された。

昭 研究事業で指定された対象疾患に加えて、 「和六十二年には内分泌疾患、 医療費公費負 度の拡充 負担 第 編 が 行 で述べたとおり、 わ れ 7 糖尿病、 お り そ の後 兵 先天性代謝異常の三 庫 県独自に橋本病 県で は国 が開 は昭和四十七年から難病、 始した特定疾患治療研 疾患が追加指定され、 突発性難聴などの 究事業、 特定疾患に対して医 五疾患を追 医 |療費の 小 児慢性 加指定してい 公費負 特定疾患治 療費 担 制 の 公費 度が たが、

歳 (未満 の乳児医 |療費の公費負担 制 度 につ c J ては、 平成 四四 年 -度から所得制 限 が撤 廃され、 六年度 か 5 ú 対

では、 流 言された。 減 四二五人)であった。 年による差が大きか が チフス三八人 行性脳 とエイズ対策 していった。 発生し、 伝染病の低 イン 脊髄膜炎六人(同三四人)、ジフテリア五人(同一八三人) 平成五年は七二人と最も多かったが、その他の伝染病の発生は少数であった。 一方で、 フ ル (同四九人)、 昭 五四二人(四十二~五十四年の一三年間で三五六七人)、腸チフス一一六人(同三五 エンザ一万二三七二人(同三万九二〇人)、 兵庫県に 和 昭和 Ŧī. つ このように、 十五. た。 おける昭 五十六年にエイズ コレラ三八人 年には 性病予防法による届出では、 和 世 衛生状態の改善、 |界保健機関 五十五年~平成六年の一五年間で法定・指定伝染病の合計届 (同四人)、猩紅熱三六人(同八〇九人)、 A I D S W H O 予防接種 後天性免疫不全症候群)、 淋 によって地球上から天然痘 麻疹四三八三人(同一万七七三一人) 病九七四人 の普及などにより、 であった。 (同三九五七人)、 赤痢は毎年二〇人以上 五十七年に 日本脳炎 感染症 が 根 梅毒 に腸管出・ 低絶され の発生 また、 四 四 人 が 人(出数は 同 は 多かっ 届出 たことが 八人 血 性 か Ŧi. な の 大腸菌 伝 同三 たが、 染病 患者 赤痢 ŋ 宣 低 ラ

人数

22

20

18

16

14

12

10

8

6

4

2

0

義務付けられ

た

平

成六年までの兵庫県に

お

けるエ

イズ患者

Η

Ι

V

出

患者 天性

た

工 ズ ク

Ι

イ

ッ

0

全

全 不 感

染

初

0

我

0

患者 安 玉 に O 22 累計 初 ょ 0) 昭 1 工 5 7 高 は イ 0 和 つ 女性 男 て免疫 ズは 六十二年一月、 まりに対応するため、 16 性 が 初 の 同 エ 機 性愛者と輸 昭 めて報告されるなど、 イズ患者と認定され、 能 和 が 五十六年に米国で初めて報告された疾患であ 低 3 3 3 玉 下し 感染者数 の 入 患者数 血 て様 工 5 昭和 62 63 平成元 2 3 4 6(年末) 県 イズ対策専門家会議 液 兵庫県におけるエイズ患者・ 図 98 製剤 では対策本部 々な合併 HIV 感染者数の推移 (『HIV診断・治療マニュアル』を参照して作成) 従来知られてい を用 異性、 感染者 保健所 対 免疫不全症候 イ 0 医 H ズ対 策専門委員会を設置 療機関でエ 61 症を生じる。 玉 八 で ح Ι た は 病院 策の手引書 を設置 と の Ш. V への告知と指導、 性 感染者 友病患者に 昭 医 を専門 的 0 群 なか イズ抗体検査の サーベイランス委員会で、 療機関でエ 関 和六十年 L 我 係 0 0 発生 予 県内 医 によって感染した初 が った感染症が新たに確認されるようになっ 『兵庫県エ に限られ 防 療機関 国 状況 から では に L の全保健所 イ 関 医 て、 り、 昭 する法律 サーベ |療機関内の感染予防の在り方などを示 ズ抗体検査を開 て が とする体 ため 把握され イ 同 11 和 ヒト - ズ対策 年 た 六十年に イランス委員会に 0 で住 十 免疫不全ウイルス 制 採血を受け付け、 月 が て 民 8 7 を整えた。 ニュ 神戸 初 施 (V に 0 て 行され、 相談 たが 医 始 0 め S療従事: 市 ア 事 Ü て報告され た。 ル に応応 例とされた。 に 平 また、 居住する女性が を作成し、 者を対象 その後、 医 成 よってエ じるとともに \widehat{H} 師 県内各 元年 たが 兵 に Ι ょ 庫 に V イズ 県内 県民 とし ブ る 県 後 当 届 口 の Η 工

感染者の累計は、 患者四人(男二人、女二人)、感染者一八人(男一一人、女七人)であった。

第三節 社会福祉をめぐる新たな課題への対応

請 詩 生活保護制 度の見直し バ に 資産 ブ ĺ 経済期 昭和 収入等の詳細な申告書提出を要求するほか、 活保護の適正実施の推進について」(通称「一二三号通知」) 然前後 五十六 (一九八一) 0) 貧困 蕳 題 年に厚生省は、各都道府県・各指定都市民生主管部

(局)

長

に向

けて

生

総理 保護費の地方負担 力 会経済情勢を総合的に踏まえて改定がなされることになった。 まで維持されている。 が 調 団 行われた背景には、 査できるよう、 昭 |関係者による生活保護受給事件の発生などが続いていたためである。 府 和 Ŧī. 0 溶問 十八年 機関 に保護基準の算定方式は、 あら .割合の引上げが実施された。 である第二次臨時行政調 かじ この方式の導入に伴って生活保護基準は、 生活保護理由 め申請者から包括的 の手続き的権利や保護請求権を形骸化しかねない 査会 格差縮小方式から水準均衡方式に変更された。 国の負担割合は、 な (昭和五十六年発足) 「同意書」を提出させるとい 福祉事務所が預貯金の有無などを関係先 保護基準の算定方式の見直しとともに、 当該年度に想定される国 昭和六十年度からの の答申を受けて導入されたもの を通知した。 つ た内容であっ つ四年間 ・動き、 これは、 民の消費動向 水準 は、 具体例として暴 た。 生活 均 それまでの 衡 この 保護 に 方 独 式 生活 現在 や社 涌 自 0 は 申 知